

Newsletter

日本IPBAの会

お問い合わせ：IPBA事務局 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー7F
 Tel. 03-5786-6796 Fax. 03-5786-6778 E-mail: ipba@tga.co.jp Website: http://ipba.org

IPBA 第22回ニューデリー大会

2012年2月29日～3月3日 Taj Palace Hotel, New Delhiにて



2012 IPBAインド大会を終えて

前IPBA会長

国谷 史朗 (大江橋法律事務所)

1. 日本から過去最大の参加者

アジア太平洋地域が世界で最も活気のある地域となっています。日本企業のアジア進出熱はおとろえるところを知らず、その熱気とインド数千年の歴史、文化、豊かな自然に魅せられて日本から120名を超える法曹関係者が参加しました。(実際の参加者は150名になったとも聞いています。) 過去20年間の日本から外国大会への参加者で最も多かったのは70名程度であると思いますので、この数字は驚くべきものです。Lalit Bhasin弁護士(ホストコミティー委員長)も日本からの多くの参加者に何度も感謝の言葉を述べていました。私は毎年IPBAの大会に参加していますが、特に中堅・若手がこのようにたくさん参加し、盛り上がった大会は今まで見たことがありませんでした。東京のみならず、大阪その他の地域からの参加者が多かったのも一つの特徴といえます。来年はソウルです。近いこともあり、より多くの日本からの参加者が集まると期待しています。

2. 世界の有力な法曹団体のトップの参加

米国法曹協会 (ABA)、国際法曹協会 (IBA)、45歳までの弁護士の国際組織AIJA、Law Asia、UIAなど

世界の有力な国際的な法曹団体のトップが一堂に会したシンポジウムがIPBAの年次大会の場で初めて行われました。IPBAが他の国際的な法曹団体と並んで大きな役割を果たしていることの象徴として嬉しく思いました。私も、日本における表現の自由などの人権、弁護士の役割などについて発表する機会を与えられました。日本国憲法の人権条項をじっくりと読み返したのは久しぶりでした。

3. APEC 特別プログラム

IPBAはAPECが友好協定を結んだ唯一の第三者機関ですが、今回も、外務省APEC室長(森川氏)をスピーカーとしてお招きし、特別シンポジウムが行われました。シンポジウムでは、アメリカ年に続いて昨年の日本年、更に今年のロシア年にAPECが何をし、しようとしているのか、IPBAに何を期待するのか等が論じられました。私は、モデレーターを務めましたが、これからIPBAがAPECの活動にも貢献していけるよう、特に中堅・若手層が積極的に参加できるよう更に努力したいと思います。

4. Social Programと弁護士「像」

「Kingdom of Dreamsの入り口で大きなゾウが待っているよ」とホストコミティー委員長のラリットが私にやりと笑いながら語りかけました。私は以前IPBAのバンコク大会での演出のように、象が私を迎えてくれるものと信じてKingdom of Dreamsに向かいました。大きな建物の前には大きな象の像がありました。これは造り物だがその奥に象が控えているのか、建物の中に象がいるとも思えないがと考えながら進みましたが、一向に象は現れません。建物の中で、ラリットが「ゾウに出会ったか？」とまたにやりと笑って聞いたので、「あれがゾウだったのか」、真面目そうなラリットも人をからかうのかと少し感心しました。本物の象はガラディナーで現れました。

ガラディナーの会場で、私は、舞台近くの席で、様々なショーを観ていました。インド各地の花嫁衣裳をまとった多くの美女が登場する場面で、中国のある大物弁護士が、何回も近づいてきて花嫁の写真をカメラにおさめていました。彼はかなりの腕前の写真家で風景等も撮って事務所に飾っていますが、地域文化を愛する故か花嫁のモデルをおさめる時のまなざしの真剣さは違っているように感じました。



～IPBA会長の任期を終えて～

1. 京都／大阪大会からインド大会への想い

昨年、順調に参加登録者が増えつつある最後の段階（大会が4月21日でしたから、約40日前）で東日本大震災が起きました。大会中止の意見も少なくなかったのですが、日本のメンバーの皆様方の圧倒的な支持を得て、多くの理事を説得し、京都の安全性を訴えるメールを数多く送り続け何とか開催にこぎつけました。震災後日本における初の国際会議として、政府、観光協会、ホテル業界、国際会議場等から大いに感謝されました。海外からのキャンセル約300名があったにもかかわらず、約900名の参加者を迎えました。多くの人々にIPBAが支えられているのだという思いを忘れることはないでしょう。

海外から参加したくてもできなかったIPBAメンバーのためにも、インド大会を成功させ日本からもたくさん参加してもらえるように、ラリットとともにメンバーへ協力を呼びかけ続けました。おかげさまでインド大会も900名近い参加者、特に日本から大変多くの参加者を得て、会長としての約1年の任期を無事終えることができました。改めて皆様感謝いたします。

2. 日本からのより積極的な参加

私は、会長退任後も指名委員会の委員としてオフィサー、理事等の推薦等の職務にあたります。今後のIPBAを支える人材を日本から多く送り出したいと思っております。積極的な役割を果たしたいという希望をお持ちの方は是非ご連絡ください。委員会の役職、スピーカーへの推薦など様々な協力をさせていただければと思います。



2012年3月1日 Kingdom of Dreamsにて。ゾウと太鼓による出迎えを受ける



Japan Nightにて。（右から）国谷史朗前IPBA会長、中山達樹弁護士、林依利子弁護士、原壽 日本IPBAの会会長

3. 日本IPBAの会

各国のメンバーから羨ましがられる日本IPBAの会は、他国に類を見ないものになっています。日本IPBAのホームページが立ち上がり、会のメンバー相互間の情報交換もより活発になってきています。

IPBAは日本で生まれ、日本に事務局がある唯一の国際的の法曹団体です。今後も日本のメンバーがIPBAを引っ張っていただけるよう会員の皆様、特に若手のメンバーの皆様の積極的な参加をお願いします。国際団体で、役職についたり、スピーカーになるのは、容易ではありませんが、IPBAでは、日本のメンバーが意欲を示せば、かなりその思いを遂げることができます。IPBAの価値はアジア太平洋の時代に、ますます高まっていくと思われまます。

4. Japan Fund

皆様のおかげで、約50名の方から700万円近い寄附が集まりました。年間約100万円の予算で発展途上国の若手弁護士を中心とした8名前後のスカラーを年次大会に招くために中心的な役割を果たすことができます。Japan Fundの趣旨に賛同していただいた故・三宅省三先生の御夫人三宅泰子氏から300万円の特別ご寄附をいただいたのを始め、濱田邦夫先生、三宅能生先生、内田晴康先生などからも多額のご寄附をいただきありがとうございました。さらに驚き嬉しかったことは、多くの若手会員から寄附の申し出があったことです。他国のメンバーも、日本のメンバーが昨年の大震災での各国からの支援への感謝の気持ちもこめて、Japan Fundに寄附をしたことを知り、心を動かされていました。

5. 三宅能生元会長

最後になりましたが、IPBA創設時から中心的な役割を果たされながら、2011IPBA日本大会の直前に病に倒れられた三宅能生先生の日も早いご回復をお祈りします。

今後のIPBAと日本人弁護士

IPBA日本代表理事

伊藤 亮介 (TMI総合法律事務所)

この度、IPBA日本地域の代表理事に就任した伊藤です。IPBAも設立から20年が経過し、全体的な体制は強化されつつありますが、日本の地位が相対的に低くなりつつあるように感じられますので、これからは日本人弁護士の地位を上げる様な活動をしていきたいと考えております。

それと同時に、日本法は判例も少なく不確定要素が多いという評判であることから、なかなか契約書に準拠法として採用されにくい現実もあると思いますので、今後IPBAの中で日本法の予想しやすく合理的であるという側面を世界に広めて行きたいと思っております。

そのような観点から、次回以降のIPBA総会においては、日本からの参加者はなるべく多くセッションのパネリストとなってご参加いただき、またパネリストとして参加されなくてもセッションの中で積極的に質問をし、日本法ではこうなるというようなことも含めて自分の意見を述べてもらいたいと思っております。

勿論、英語で話すことが苦手な方もいると思いますが、IPBAのよい所は、英語が母国語でない弁護士も多く、各々が異なった発音や言葉を使っていますので、それほど英語での会話に劣等感を抱かなくてよい点ではないかと思っております。ある時、ニュージーランドの弁護士が話していることがわからなかったもので、隣のカナダ人弁護士に聞いたところ、彼も半分も分からないと言っていました。英語が母国語同士の弁護士ですらこのようなこともあります。どうも大切なことはKEYになる法律用語を正確にゆっくり話すことだと思います。

インドでのIPBAは2003年以来で、道路の混雑は相変わらずでしたが、デリーの周りでは新しい開発が進んでおり、今後も発展する予感がしました。またインドの弁護士もコネクション作りに熱心で、会う弁護士が常に「うちには日本人のクライアントが色々いる」という話をしていました。

またシンガポールの弁護士は、驚いたことに、会った弁護士皆が仲裁案件を3~4件以上かかえており、国家自体が国策として仲裁の誘致にとっても力を入れているようです。500万USドル以下の案件は半年以内で終了させること、仲裁人の報酬には上限があることなど、ルールを絶えず新しくして、使い勝手をよくしているようで、さすが合理的・実践的な国シンガポールという印象を受けました。そして、特に、インドでの訴訟に時間がかかることから、対インド会社との国際契約の多くはシンガポールでの仲裁としているようです。日本の仲裁協会でも、日本に仲裁を招いて日本人弁護士の職域を拡大する

ためには、色々な改革が必要だと思っておりますし、少なくとも日本法の宣伝もあらためて必要だと思っております。

以上雑感ですが、今後は若い弁護士に上記で述べたような事を意識して、IPBAに積極的に参加してもらえたらと思っております。

デリーからのうねり

前IPBA拡大理事

児玉 実史 (北浜法律事務所)

日本にあっても週1~3回カレーを食べる私にとって、インドはある意味天国である。思い返せば、前回2003年にIPBAでインドを初めて訪れたときも、取り憑かれたように7日間21食カレーを食べ続けたが、何せなんでもカレーになる国であり、飽きることがない。今回も、豆腐カレーなど、日本でなかなか味わえないカレーを次々と堪能したが、中でもフレッシュな野菜の入ったドライカレーは、痺れる旨さであった。

カレーの話ばかりだと、口の中がパブロフの犬のようになるので、話題を転じたい。

現在、日本の法律業界では、新興国がひとつのブームの観を呈している。若手を中心に、日本の弁護士が続々と、経済成長の著しい、または今後急成長が見込める各国を訪れ、滞在し、その国の法律実務を身に付けて、日本企業に質の高いリーガルサービスを提供できるよう競い合っている。今回、日本から多くの若手弁護士がデリー大会に参加したのは、今大会までIPBAの会長を務められた国谷さんのお力や功徳のお陰もあるが、それに上記の新興国ブームがうまく重なったからであろう。現にインドに滞在しているという若手の日本弁護士にも複数お会いし、日本の弁護士にも、これからもっともっと活躍の場があると実感することができた。



Gala Dinnerにて



参加した日本の若手弁護士の熱気は、夜の宴会でもさらに盛り上がった。私などは、自分の事務所では既に老人扱いを受けているが、今回は若手が集まった二次会（三次会だったか？）に入れてもらい、酒杯を交わしながら、IPBAの長所は何か、IPBAのセッションの質をより向上させるにはどうすべきか、日本人がIPBAの中で今まで以上に重要な役割を果たすにはどうすればよいかなど、深夜まで熱い意見交換を続けた。もしかすると、この飲み会は、IPBAの新しい歴史の1ページを開く会合として、将来記憶されるかもしれない。飲みすぎたため、私の記憶は飛び飛びになっているが、当日のメモは残されているらしい。この熱気は、しかも、酒の席での一時の盛り上がりではない。この日のメンバーを中心に、つい先日、千葉の三宅能生弁護士の別荘を訪問させていただき、先生の順調なご回復ぶりをうれしく拝見するとともに、またしても大量の酒杯を重ねつつ、スピリット・オブ・勝浦を再確認したところである（実は初めて確認したという説もあるが）。

このうねりは、来年のソウル大会で、焼肉とキムチとマッコリを触媒に、さらに広く大きくなっていくであろう。ソウルには、できれば自分の体の贅肉を少々落とし、万全の体調で臨みたいと思う。

APECセッションのご報告

日本IPBAの会 APEC委員会副委員長

石本 茂彦（森・濱田・松本法律事務所）

昨年の京都大会に続き、今インド大会でもAPEC特別セッションがAPEC Special Committee主催APECセッションが開催された（1日午後2時・Durbarメインホール、国谷史朗弁護士司会）。ゲストスピーカーである森川徹・日本外務省APEC室長からは、APECの紹介とともに、本セッションの主題とも言うべきAPECとIPBAの協力関係構築についても有益な示唆を頂いた。さらに、今年のAPEC議長国であるロシアをサブテーマに据え、ロシアからM.Alekseyev弁護士と松嶋希会弁護士を招き、これに小職も加わって、同国の投資制度や実務、WTO加盟等に関する議論を行った。

APECは、弁護士の日常的な業務との具体的な結びつきが見えにくく、その意味で会員の皆様にとって、今ひとつ馴染みが薄い領域かもしれない。しかし、実はAPECとIPBAは、地理的な重なりはもとより、投資・通商・競争法・知財といった重要な分野を共通のテーマとしており、今後も更に、双方にとって有意義な協力関係の構築が期待される場所である。次回の韓国大会以降も、今回の成果を更に良い形で繋げていきたい。



2012年5月1日開催 Collaboration of IPBA and APEC

“Relevance of APEC in the Asia Pacific Region and Beyond”



IPBA 弁護士業務委員会 委員長、

日本IPBAの会 アジア比較法研究会 副委員長

森口 聡（長島・大野・常松法律事務所）

2007年IPBA北京大会から今回が6回目の参加になるが、過去の海外での年次総会での日本人の参加人数がおおよそ100人前後であったのに対し、今年はなんと200人を超える参加があった。2011年の京都/大阪大会での会員増加からの流れもあっただろうが、それ以上にインドという国への極めて強い関心を感じた。

例年開催しているジャパンナイト（今年は2月29日）への参加も多数に上り、大いに盛り上がりを見せた。また、京都/大阪大会あたりからの傾向であるが、アジア駐在経験者その他日本企業のアジア投資案件に実際に深く携わっている30代から40代前半あたりの中堅弁護士の参加が顕著に増えている。



日本企業のアジア新興国向け投資の加速に伴い、IPBAの利用価値がより一層高まっていることを身にしみて感じることができる大会でもあった。



2012年2月29日 盛況のJapan Night

最終日前夜は、中堅弁護士が十数人ホテル1階のバーに集まり、IPBAにおける日本国のプレゼンスをいかに向上させていくかなどについて熱く語り合い、午前2時過ぎまで色々な意見や議論が交換された。ソウル大会、バンクーバー大会と引き続き盛り上がり、若手世代から、将来のIPBAを担う人材がどんどん出てくればと思う。



2012年3月1日 Plenary Session

- "Life, Liberty & Law"

デリー大会に参加して

藤本 一郎 (弁護士法人淀屋橋・山上合同)

私はIPBA初心者であり、前回京都大会の準備に参加させて頂いて、とても楽しかったので、京都大会の会場でインド行きを決意し、そして実際インドまで行って来た。結論から言えば、今回も来て本当に良かった。

セミナーの内容も良かったが、私がなにより楽しみにしているのは、人との出会いだ。インドの弁護士に限らない。同じような「わくわく」感を持ってやって来た、日本の弁護士を含む、他国の弁護士と様々な交流ができることに深く感謝している。そのような出会いの中で、特に記すべきことがあるとすれば2つ。1つは、様々な人との出会いのお陰で大会期間中にインドの最高裁の法廷や事件の審理を見学することができたこと。もう1つは、非常に刺激的な日本の弁護士、玄君先生にお会いできたこと。いずれも、インド大会に来なければ得られなかったものだ。IPBAは、もっとも成功した「出会い系サイト」ではないかと思う。

玄先生のことは日本の弁護士であればご存じの方も多いと思うので、若干インド最高裁についての雑感を記載したい。インドの最高裁判所で私が傍聴したのは、民事訴訟案件であった。最高裁であるにもかかわらず、我が国で言う弁論に近いようなやり取りが行われていたことが第1の驚き。インドのお昼御飯の時間は午後1時なのだが、その時間ぴったりに、裁判官のいすを引く廷吏のような方がやってきて、裁判官のいすを引く瞬間に審理が終わってしまったのが第2の驚き。お昼御飯時間中に、最高裁判所の廊下や中庭に、あふれんばかりの弁護士と思われる黒服の人（※インドは約100万人も弁護士がいて、恐らくは世界第二の弁護士大国である）がお喋りしていたのが第3の驚き（なんで最高裁にこんなに弁護士がうじゃうじょいるのよ？って感じ）。インドは裁判が遅いということは聞いていたが、確かにここは最高裁であるにもかかわらず、時間の流れや雰囲気が一審のような場所だなあという感じがした。

来年の話しをして恐縮だが、インド大会も楽しかったので、会場でそのまま来年4月の韓国ソウル大会の申込みを済ませた。新しいどんな出会いやハプニングがあるのか、今から楽しみで仕方ない。あと、多少なり、私自身も、他の方から「出会えて良かった」と言われるような人間に成長して、来年を迎えられるように頑張りたい。

では皆様、来年4月にソウルで！

2012年 IPBAニューデリー大会に参加して

中村 隆夫 (鳥飼総合法律事務所)

私がIPBAに初めて関わらせて頂いたのは、昨年2011年の京都大会への参加です。このとき当初は、日本での大会を盛り上げるための動員に駆り出されての参加という受動的なものだったのですが、参加をしてみると、様々な国々からの参加者との交流や意見交換などを経て、自国の法制度等についてもあれこれ良いところや悪いところを具体的に考えさせられる機会となり、とても貴重な経験となりました。

そこで、今度は自発的にIPBAのメンバーにもなり、まだ訪れたことのなかったインドでの大会に思い切って参加することを決意した次第です。

結果としては、今回もまた非常に貴重でエキサイティングな経験となりました。

まずは、インドに着いた翌日、早朝からIPBAのゴルフ大会に参加させていただきました。インドのゴルフ場ってどんな感じかなと興味津々でしたが、さすがIPBAのアレンジだけあって、インドでもとても高級なゴルフ場であったようで、メンテナンスもサービスも行き届き、とても楽しく快適なゴルフでした。

一緒に回ったメンバーのうち2人がインド人の弁護士でしたが、2人のゴルフは好対照。1人はアスリート系で体格も良く、力強いスイング。クールなイメージで淡々というスコアで回っていくタイプ。聞けばほぼ毎週ゴルフをしているとのことでした。一方、もう1人の方は、まだゴルフを初めたばかりで、ラウンドも数えるほどしか経験していないということで、あちこちにボールを飛ばしてかなり苦戦をしながら回っていましたが、とても明るく優しい性格で、僕は半日、緑の上で彼との対話を楽しませていただきました。彼はまだゴルフのマナーもあまり知らないようだったので、クールな方のインド人から時々冷たく注意されていましたが、インド人同士のそんな関係を間近に見るのも良い経験でした。

ゴルフの後、クラブハウスの気持ちのよい大きなバルコニーでランチを食べつつ閉会式がありましたが、何かその場では表彰式はせず、明日表彰式をやるとのこと。「へえ、そうなんだ。」くらいに軽く思っていたら、それが僕にとってはサプライズの表彰式となりました。ゴルフ翌日の夜は、Cultural Extravaganzaということで、GurgaonにあるKingdom of Dreamsという施設で凝った演出のインドの民族舞踊をアレンジしたミュージカルのような舞台をみたのですが、ミュージカルの後、何とその舞台で僕が表彰をされてしまいました。その舞台は、IPBAの歴代会長や、ニューデリー大会の実行委員の人達などが呼ばれて舞台上がり拍手を浴びていたのですが、その後くらいに、「IPBAゴルフ大会の

準優勝者」ということで呼ばれた名前が何と僕でした。それで、図らずもKingdom of Dreamsの舞台の上に立たせて頂いた次第です。

ゴルフ大会準優勝の賞品はキャロウェイのパターでした。IPBAの大会が終了した翌日に、タージマホール観光に立ち寄ってから帰国したのですが、タージマホールに向かう電車の中なども何故かパターを持って歩いている不思議な観光客となっていました。これもなかなかよい思い出です。



Kingdom of Dreams にて (写真提供：中村弁護士)

IPBAの大会そのもののセッションの中で印象に残ったのは、Rainmaking: Innovative Legal Trends in Changing Timesです。何をやるどころかあまり詳しく知らずに席に着いてみたのですが、このセッションはスピーカーが何かを講演するというスタイルではなく、8人ずつくらいが着席している丸テーブルごとにグループとなり、与えられたテーマについてグループディスカッションを行い、その結果をそれぞれのテーブルの代表が発表し、その発表内容についてパネラーがコメントするという形式のものでした。

新規顧客の開拓はどのように行うべきか、インターネットはどう活用すべきか、潜在顧客に対して法律事務所から電話で営業をすることについてどう考えるか、などのテーマについて、早速各テーブルで議論が始まりました。僕も自分がたまたま座ったテーブルのグループで議論に参加したのですが、そのテーブルは僕以外の人達が皆やたらと自己主張の強い人達ばかり。誰かが割り込まないといつまでも同じ人が話し続けてしまうような状況でした。僕も下手な英語でたまに割り込みましたがすぐにまた遮られ、結局皆の話のキーワードをメモしたりしながら皆の話を聞いて楽しむ感じとなっていました。そして議論の時間が終わったら、各テーブルごとに発表する代表者を決めるようにと

言われ、皆から突然僕が代表に指名されることになりました。曰く、「メモをとっていたのはあなただけだ。」
 「このテーブルはあなた以外全員インド人。国際会議だからやっぱり発表者はインド人以外がいい。」で、「ああそうですか。」ということで僕が発表者になり、冷や汗をかきながらそれなりの発表を終わらせると、「ちょっと補足することがある。」と言って、グループ討議の際に一番多く話していたインド人男性が立ち上がり、とうとうと自説を述べたのでした。「インドの人は話し出すと止まらない」というような話しを聞くことがよくありましたが、インド人の中でも弁護士は特にその傾向が強いのかも知れないなあと実感させられた次第です。

この他にもいくつかのセッションに参加させていただきましたが、それらのセッションで語られている内容については、昨年の京都大会のときと比べて、今一つ興味を持てるものが少なかった印象を受けました。（色々なスピーカーのお話の中で、今回私が最も印象に残ったのは、初日のPlenary Session - "Life, Liberty & Law"の中で行われた、日本の所源亮氏<アリジェン製薬株式会社代表取締役社長>のスピーチでした。）

ということで、IPBAの大会は、仮にセッションの中であまり興味を持てる内容がなかったとしても、世界各国の法律家との交流や議論を通じて普段得られない貴重な知見や考え方に会うことのできるとも素敵な場であると思います。私もまだまだ2回しか経験していませんが、未体験の方に参加を強くお勧めします。

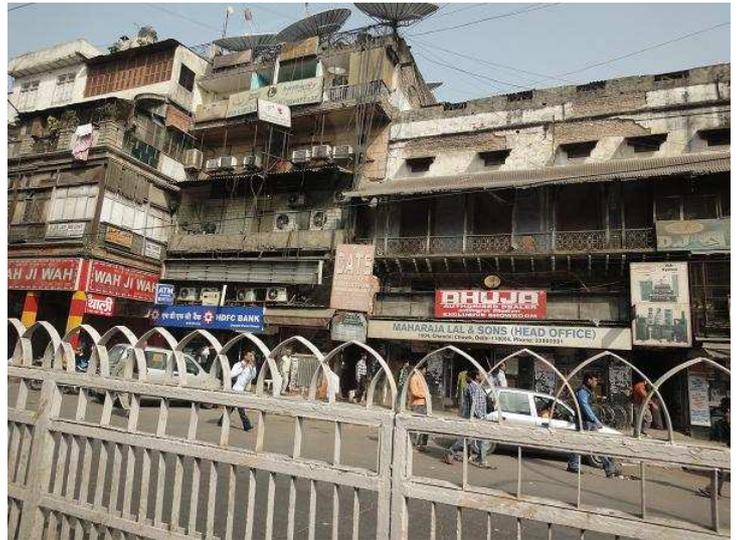
アジアの胎動

澤野 正明 (シティユーワ法律事務所)

2012年のIPBA年次総会は2月29日から3月3日までインドのニューデリーで開催された。日本から飛行機で行きが9時間半、帰りが8時間の遠方である。それなりに費用もかかるのに行ってみて驚いたのが、若い日本人弁護士の数の多さ。参加登録人数は公称900名、そのうち日本人は約130名であった。しかも役員クラスを除くと、その多くが弁護士経験10年くらいまでの若手弁護士。日本から来訪した弁護士に加え、インドに駐在している弁護士、インド以外のアジアの各地に駐在ないし就職している弁護士が相当数いた。ジャパンナイトでも、各種のセミナーや会食でも、若い弁護士同士が情報交換をし、出席している海外の弁護士と盛んに名刺交換をしている姿を見て、アジアの時代、つぎの世代の胎動を肌で感じる感動があった。

セミナーの合間にインド人の弁護士に車を出して貰っ

て3時間ほどニューデリー市内観光をした。①の写真はオールドデリーの町並みだ。地震がきたらひとたまりもない老朽化した建物に沢山の人が住み着き、狭い路地は商店とも屋台ともつかない店、店、店。渋滞で止まってしまった我々の車の近くで、十数名の白人観光客がRIKISHA（人力車）を駆って写真を撮りまくっていた。人、人、人、貧しさと活気のコントラスト。



写真①：オールドデリーの町並み

②の写真は、IPBAチャーターメンバー、左から米国のMr. Gerold W. Libby (LA大会のときの元IPBA会長)、その奥様、Loke氏の奥様、韓国のMr. Young-Moo Shin (次期IPBA会長)、シンガポールのMr. Arthur Loke、そして日本の小泉淑子弁護士。会食での話題は、一番楽しいうわさ話と昔話、少しだけIPBAの将来のこと。ガラディナーでのひとこまだ。皆、異口同音にIPBAの発展を担うつぎの世代に期待していた。

アジアのために、また、ソウルで会おう。



写真②：Gala Dinnerにて (写真提供：澤野弁護士)

2012年IPBAインド大会に参加して

楮 云卿（大江橋法律事務所 外国法研究員）

IPBA大会に初めて参加したのは、去年（2011年）の4月の京都大会です。京都で沢山の日本人弁護士および世界各国から来日された弁護士から有益な話を伺うことができ、1年目の新人の私にとっては、大変貴重な経験でした。そのような経験もあって、引続き今年のインド大会にも参加することにしました。

午前中に成田を出発し、香港経由でインドの首都デリーのインディラ・ガンディー空港に着いたら、早くも現地は夜中になっていました。ホテルへの移動は、比較的便利かつ安全な交通手段だと言われているプリペイド・タクシーにしました。プリペイド・タクシーの管理は、現地の警察が担っており、空港からの距離をベースに値段を確定し、事前に警察局に支払い、その後、警察局が呼び出したタクシーが実際の運送サービスを提供します。そのようなシステムで、タクシー運転手の遠回りや料金の不当請求を防ぐことができます。

予想外だったのは、運転手に目的のホテルの場所を説明するのに、結構手間がかかったということです。というのも、私が乗車したタクシーの運転手には英語が通用しなかったのです。昔イギリスの植民地であったインドは、英語が通じる人口がかなり多いというイメージがありますが、実際に普通のインド人と接するとそれほど多くはないという印象でした。ところが、インドは、格差の大きな国とも言え、一部の国民は、ネイティブ並みのレベルの英語を使いこなしています。

到着後2日目は、大会の主催するタージマハルのオフィシャル・ツアーに参加しました。偉大なタージマハルを見て感動したことはもちろんですが、ツアーでガイドの紹介してくれたタージマハルの歴史および現代



タージマハルでIPBAの参加者がガイドを囲んで、歴史の話を聞いている様子（撮影：楮云卿）

インドの社会事情も興味深く、また思い出の一つとなりました。ガイドの話によると、インドの最高裁判所の判決の影響を受け、インドのバスやタクシーの大半が燃料をガソリンから天然ガスに変えたとのことでした。また、タージマハルの環境保護のため、近くの車の乗り入りが禁止され、その代わりに電池自動車で観光客を送迎するなど、様々な工夫をしているようです。このように経済発展を図る中で環境保護の意識を忘れないのは、中国人にとっては見習うべきことだと思います。

3日目からは大会のプログラムにいくつか参加しました。印象的だったのは、クロスボード・インヴェストメントのセッションです。アジアを始め、ヨーロッパやアメリカを含む各国の弁護士が集まり、国際投資を中心に、異なる社会・法律環境のもと、弁護士の仕事上の留意点を語り合いました。クロスボード投資を行う際は、投資先の情報が不足するため、想定外の困難な事態が発生しがちであり、その際に弁護士間の協力が不可欠だと考えられます。よってIPBAの場で各国の弁護士が集まり、各々の経験に基づき情報交換を行うことは、大変有意義な機会です。



ギャラ・ディナーにて（撮影：楮云卿）

大会企画のプログラム以外では、ディナー等の場で自由に参加者と交流ができ、仕事の話から自国の社会事情に至るまで様々な話題に触れ、若い弁護士として大変貴重な経験をさせていただきました。外国の事情を知って初めて海外に対する興味が増え、勉強のインセンティブにもなります。そして、他国の弁護士とコミュニケーションを取りながら、お互いの信頼関係を築いていくことも大変重要であると実感しました。

1週間ほどのインドの旅、沢山のものを収穫して日本に戻りました。世界の舞台で活躍している優秀な弁護士たちの姿が印象強く頭の中に残っており、普段仕事をする上での励ましとなっています。大会で出会った方々を目標として、自分自身の成長を図りながら、今後のIPBA大会にも臨んでまいりたいと思います。



日本からの参加者のみなさま

IPBAニューデリー大会に参加して

平野 正弥 (TMI総合法律事務所)

今回、初めて、IPBA年次総会に参加する機会を得ました。インドでは見聞きすること全てが新鮮で、普段は日記すらつけない自分が、備忘録としてブラックベリーで自分宛に送付した殴り書きのメモを、せっかくなのでニュースレターに寄稿せよ、とのお達しですので、多少なりとも臨場感を残しつつ、披露させて頂く次第です。

英米系法律事務所との競争・・・

ある渉外系法律事務所では、「日本企業のインド案件を、英米系の法律事務所が持ち込むことが多いが、なぜ日本の法律事務所がインド案件に関わらないのか、まったくもって不思議である」、と率直な疑問をぶつけられました。そのインド弁護士からは、「顧客の意向として、インド弁護士との交渉には日本人ではなく英米人をあてたいということなのか？それとも、単に海外案件と

いう理由で、日本弁護士がスキップされてしまっているのか？いずれにしても、日本の弁護士はもっと関与する余地があるはずだ。」という、非常に耳の痛い指摘を受けました。

また、他の渉外法律事務所を訪問した際には、「海外案件に国内法律事務所がどのように関与していくかは、両国の法律事務所の共通の課題である」、というコメントが出ました。最近、各国企業が、シンガポールを拠点に東南アジア各地での投資や運営を統括する傾向にあり、彼の地にいる欧米系のジェネラル・カウンセラーが出身母体などの欧米系法律事務所へ依頼する結果、渉外案件で国内事務所がスキップされる傾向があるとの危機意識のもと、当該事務所では、シンガポールに拠点を設けることにしたそうです。

日本の法律事務所にもシンガポール進出の流れがありますが、この点も含めて、日本もインドも、英米系法律事務所との競争という観点で、もっと積極的に海外案件を取りに行かなければならない、同様の克服すべき課題を抱えているように思いました。

インド弁護士が英国に抱くイメージ・・・

インドの法曹界は、英語が共通言語ということもあり、英米系法律事務所へ国内リーガルマーケットを開放することについて、非常に警戒感が強いようです（2009年に高裁判決が出ています）。都市の作りや法制度など、旧宗主国である英国の影響は根強く残っていますが、インドの弁護士の英国に対する印象は、どのようなものなのでしょうか。

いくつかの訪問先で聞いたところ、「英国の功罪はあるが、王国乱立状態から統一する仕組みを残したのは大きい（言葉、教育、鉄道、統治方法など）」、しかし「英国には気を付けた方がよい。最初は友達のような顔をして入ってくるが、その後、引き抜きや分裂工作を仕掛け、最後は皇帝のように振る舞いだす」、「英国系法律事務所は、現地にインフラ・プロジェクトなどのノウハウがないところに、海外から持ち込んで伸ばしていく」といった反応で、インドの弁護士としては、英国系法律事務所の動向は、否が応でも常に意識せざるを得ないように感じられました。

英語が公用語であり、法制度のルーツが同じということで、つい、英米とひとくくりに考えてしまいがちですが、特に過去に植民地支配された東南アジアの国々については、その国の歴史や成り立ちをよく理解する必要があることを改めて感じた次第です。また、日本の法律事務所がアジアで市場を作っていく、という意味で、同様の発想で考えるヒントになるように思いました（流動化・証券化協会のアジアにおける証券化WG設置などの動きがあります）。



ネットワーキングという観点では・・・

レセプション等の短い時間でも、インドを含めた多くの外国弁護士と交流しました。皆さん異句同様に「full service firm」であると主張されますが、それだけではなかなか記憶に残りません。やはり、キャッチーな売り文句が必要だということを、改めて感じました。

また、合間を縫って、いくつかの法律事務所を訪問しましたが、やはりオフィスを訪ねると肌で感じるものがある、逆に言えば、海外から訪問を受けたときに、よい印象をもってもらうことが大切だと、改めて思いました。

さらに、各事務所それぞれ強烈な個性がありますので、事務所選定に際しては、案件毎に特性や相性なども見極めて行く必要性と、個人的な信頼関係構築の重要性を、改めて感じた次第です。

なお、限られた日程の中で、大勢の外国弁護士と交流するためには、ネットワーキングのスキルの大切さも痛感しました。話題づくりという意味でワインとか芸術ネタ、自国ネタやご当地ネタといった教養を深めることも重要ですが、何にも増して、継続的に出席して顔売りを、知人を地道に増やしていくことが大切ではないかと思えます。

おわりに

同僚の宮川弁護士から、「宮川は、弁護士事務所の入っているビルを捜して上を向いて歩いていたら、歩道の穴ぼこに足をとられて転倒し、同僚弁護士が呆然としている中、みるからにインド人とみられる男性に手をとってもらい、インド人の紳士ぶりに感動したことを、ぜひとも書いておいて下さい（笑）」とのエピソードを寄せてもらいました。

インドのインフラ事情は、確かにあまりよくなく、商業・金融の中心地であり大手法律事務所なども集まるコンノート・プレースでさえ、オフィス環境や路面状況などは日本と比べると相当異なりますが、所変われば物変わるということで、それはそれでよいのだと思えます。ちなみに宮川弁護士は、宿泊先のタジ・パレスのクラブルームが相当お気に召したようで、インドへの印象は、総じて相当良かったようです。

また、私個人としては、現地での交流を通じて、ごく短期間の中ではありますが、多種多様な人間や動物（牛、犬、猿、ラクダ、象・・・）が混在する世界観、教育の重要性（英語ができないと超えられない壁がある）、それぞれの居場所の中で前向きに生きるということなど、いろいろと考える題材が見つかったことは、大きな収穫でした。

IPBAという種を撒き、育ててこられた緒先輩方に感謝しつつ、今後も海外の法曹と交流を重ねて参りたいと思えます。

Japan Fundのご報告

IPBA スカラシップ委員会 副委員長、
日本IPBAの会 Japan Fund委員会 事務局長
中山 達樹 （三宅・山崎法律事務所）

Japan Fund について

昨年11月末から、IPBAのスカラー（発展途上国の弁護士や若手弁護士）支援のためにJapan Fundへの寄附を募らせていただいておりますところ、予想を超える多くの方から多くの志をいただき、大変感謝しております。ファンド創設からわずか3か月弱で、インド大会前に合計48名から644万円の寄附をいただきました。東日本大震災の直後に開催された昨年の京都／大阪大会で、各国弁護士から日本へ物心両面の支援をいただいたことに対する一つの恩返しとなり得ると考えております。ファンド基金は、毎年1万USドルを、スカラーを招くために使用していく予定です。

寄附を頂いた方のご芳名（事務所名）は以下のとおりです。

三宅 泰子 / 濱田 邦夫、三宅 能生 / 内田 晴康 /
伊藤 亮介、江尻 隆、国谷 史朗、熊倉 禎男、
小島 秀樹、児玉 実史、坂井 秀行、高谷 知佐子、
中町 昭人、林 依利子、原 壽、樋口 孝夫、
松嶋 英機、三宅 香織、森口 聡 / Alexander Jampel
池田 靖、石黒 徹、石黒 美幸、石本 茂彦、
牛嶋 龍之介、梅津 英明、江崎 滋恒、大石 篤、
小田 大輔、蒲野 宏之、川村 昭範、桑原 聡子、
小泉 淑子、小林 和弘、小松 岳志、柴田 勝之、
竹之下 義弘、手塚 裕之、豊島 ひろ江、中務 正裕、
中山 達樹、早川 学、平野 惠稔、渡邊 光誠、
弁護士法人港国際グループ /
北村 導人、栗田 哲郎、箕輪 俊介



IPBAスカラーについて

今年も、インド等からの若手弁護士の他に、サモア、ネパール、エチオピア、モンゴル、ラオス等の途上国からスカラーを招きました。スカラーにはIPBAを大変有意義なものとして楽しんでもらっているようです。また、FacebookでIPBAスカラー同窓会のページを作成するなどの声も上がっており、これが実現すればさらに今後のネットワーク作りにも寄与すると思います。

スカラーシップコミッティのVice Chairとして、今後のIPBAスカラー制度のあり方について話し合いました。せっかく様々な途上国からスカラーを招いているにもかかわらず、それらのスカラーの持つ各国特有の法制度等の情報を活かさないのはもったいないと思い、それらをスカラー同士または大会出席者に共有する方向で、新たな試みができないかを検討しました。具体的には今後詰めることとなりますが、次回大会においては、スカラーに自国の法制度について解説してもらう場を設けることを検討しております。(了)



2012年度スカラー達。Scholarship Committee ChairのVarya Simpson (中央)を囲んで。

事務局より：

皆様のご支援により、モンゴル、ベトナム、ラオス、ネパール、スリランカ、エチオピア、インド、サモアから9名のスカラーをインド大会へ招くことができました。彼らの旅費・滞在費計888,568円がJapan Fundによって賄われました。ありがとうございました。

Japan Fundについての詳細は、日本IPBAの会ウェブサイト (<http://ipbajp.com>) をご覧ください。



IPBA 第23回ソウル大会は以下の日程で開催されます。

日程：2013年4月17日（木）～ 4月20日（日）

会場：W Hotel & Sheraton Grande Walkerhill Seoul

会議テーマ：Dynamic Asia;

New Opportunities & Challenges for Law & Business

プログラム詳細や最新のスケジュール等については、ソウル大会オフィシャルウェブサイトでご確認ください。

(<http://www.ipba2013seoul.org>)

以下のIPBAウェブサイトからもリンクしています。

<http://ipba.org>

ただいまEarly Bird 早期割引予約を受付中です。

11月20日が締め切りですので、ぜひお早めにご登録を！

編集後記

日本の法曹界の国際舞台の第一線でご活躍中のご多忙を極める会員の皆様、このニュースレターに多くの貴重な寄稿文をお寄せいただいたことに、広報委員会として心より感謝申し上げます。編集の過程を通じて、デリー年次総会という一つのカンファレンスについても、その過ごし方、感じ方は、おかれた立場や環境により様々である一方、IPBAの基本精神である「友情、絆、率直な意見交換、お互いへの見解に対する心遣い、そして表現の機会」、すなわち勝浦精神が見事に共有されていることを実感させていただきました。京都からデリーに引き継がれたこの盛り上がり、来年、日本に一番近い国・韓国ソウルでさらに高まることを期待したいと思います。

広報委員会として、会員の皆様に有益な情報発信を通して、今後より一層、会員相互の交流の一助となるよう努力したいと思います。

(広報委員会副委員長 大江橋法律事務所 弁護士 林 依利子)

日本IPBAの会 活動報告

日本IPBAの会 公式ウェブサイト開設のお知らせ

IPBA 国際投資委員会 副委員長
 日本IPBAの会 広報委員会 副委員長
 林 依利子（大江橋法律事務所）

本年2月、日本IPBAの会の公式ウェブサイトを開設いたしました。ウェブサイトにおいては、日本IPBAの会の組織、沿革、活動内容等を紹介するとともに、本会がその活動を支援するIPBA自体の組織、沿革、年次総会を含む活動内容等の紹介も行うという構成にしています。また、同時に、日本IPBAの会の公式フェイスブックページも開設し、より多くの写真やコメントを掲載しています。今後の活動予定や活動報告を、できる限りタイムリーにアップデートしていきたいと考えておりますので、各委員会、各研究会からも、活動予定や活動報告の積極的な情報提供を宜しくお願いいたします。

日本IPBAの会 公式ウェブサイト：

<http://ipbajp.com>



2012年5月12日 勝浦にて

若手中堅有志で勝浦に行ってきました

IPBA スカラシップ委員会 副委員長、
 日本IPBAの会 Japan Fund 委員会 事務局長
 中山 達樹（三宅・山崎法律事務所）

平成24年5月12日（土）、IPBA発祥の地である千葉県勝浦の三宅能生弁護士の別邸に、今後のIPBAの発展を担う中堅・若手弁護士13名が集まり、IPBA創設者の1人である三宅能生夫妻を囲み、将来のIPBAについて熱く語り合った。IPBA誕生の記念碑前で写真撮影を行った後、さらにIPBAの質を高めて楽しい会にするべく、「聖地」勝浦での熱い議論は、夕方のBBQから夜明け近くまで及んだ。

IPBA誕生記念碑にはスピリット・オブ・カツウラの中核をなす "friendship, fellowship, candid discussions, sensitivity to each other's ideas and opportunities for expression" が刻まれており、13名の議論もこのスピリットを受け継ぐものであった。

参加者は以下のとおり。

児玉 実史（45期） 北浜法律事務所
 石本 茂彦（46期） 森・濱田松本法律事務所
 村上 寛（48期） 弁護士法人大江橋法律事務所
 森口 聡（48期） 長島・大野・常松法律事務所
 豊島 ひろ江（50期） 中本総合法律事務所
 十市 崇（52期） アンダーソン・毛利・友常法律事務所
 林 依利子（54期） 弁護士法人大江橋法律事務所
 梅津 英明（57期） 森・濱田松本法律事務所
 河端 雄太郎（57期） 西村あさひ法律事務所
 中山 達樹（58期） 三宅・山崎法律事務所
 多田 慎（62期） 弁護士法人大江橋法律事務所
 久木田 博（64期） 三宅・山崎法律事務所
 褚 云卿 弁護士法人大江橋法律事務所

以上

*日本IPBAの会ウェブサイトにも関連記事がございます。
 ぜひご覧ください。